（削る）

八　前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　神戸運輸監理部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関すること（安全防災・危機管理課及び物流施設対策官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）。

三～十九　（略）

（安全防災・危機管理課の所掌事務）

第九十九条の二　安全防災・危機管理課は、神戸運輸監理部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

一　交通の安全の確保

二　交通に関連する防災

三　危機管理

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港部に置く課等）	（空港部に置く課等）
第十五条　空港部に、次に掲げる課を置く。	**第十五条**　空港部に、次に掲げる課を置く。
管理課	管理課
空港企画調整課	空港企画調整課
空港経営改革調整課	空港経営改革調整課
空港安全監督課	空港安全監督課
八　神戸運輸監理部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関すること。	
イ　交通の安全の確保	
ロ　交通に関連する防災	
ハ　危機管理	
九　前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	
（企画課の所掌事務）	（新設）
第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　（略）	
二　神戸運輸監理部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関すること（総務課及び物流施設対策官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）。	
三～十九　（略）	